

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成22年10月14日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額および期末手当、勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

医療職給料表(1)を除く給料表について、中高年齢層(40歳台以上)の給料月額を中心に引き下げることとします。(別表第1～別表第5関係)

(2) 諸手当の改正

ア 平成22年12月期以降の期末手当について、12月期の支給割合を100分の135(特定幹部職員にあっては、100分115)に引き下げることとします。また、再任用職員について、12月期の支給割合を100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の70)に引き下げることとします。(条例第1条の規定による改正後の第20条関係)

イ 平成23年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5(特定幹部職員にあっては、100分102.5)に引き下げ、12月期の支給割合を100分の137.5(特定幹部職員にあっては100分の117.5)に引き上げることとします。(条例第2条の規定による改正後の第20条関係)

ウ 平成22年12月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の65(特定幹部職員にあっては100分の85)に引き下げることとします。また、再任用職員について、12月期の支給割合を100分の30(特定幹部職員にあっては、100分の40)に引き下げることとします。(条例第1条の規定による改正後の第21条関係)

エ 平成23年6月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の67.5(特定幹部職員にあっては100分の87.5)に引き上げることとします。また、再任用職員について、支給割合を100分の32.5(特定幹部職員にあっては、100分の42.5)に引き上げることとします。(条例第2条の規定による改正後の第21条関係)

(3) その他

ア この条例は、平成22年12月1日から施行することとします。ただし、(2)イおよびエの改正は、平成23年4月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には<u>100分の130</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第20条の2および第20条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第20条の2および第20条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の70</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の90</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第22条以下 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の65</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の85</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の30</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第22条以下 略</p>

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「100分の80」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第20条の2および第20条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には<u>100分の102.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「100分の80」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第20条の2および第20条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の65</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の85</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の30</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第22条以下 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第22条以下 略</p>

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第21号）新旧対照表

旧	新																																																
<p>付 則 1 から 6 まで < 略 ></p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第87号）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">行政職給料表</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から56号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から24号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から 8 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">警察職給料表</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から52号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から44号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から32号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から16号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">研究職給料表</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から56号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から32号給まで</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで	2 級	1 号給から24号給まで	3 級	1 号給から 8 号給まで	警察職給料表	1 級	1 号給から52号給まで	2 級	1 号給から44号給まで	3 級	1 号給から32号給まで	4 級	1 号給から16号給まで	研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで	2 級	1 号給から32号給まで	<p>付 則 1 から 6 まで < 略 ></p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第87号）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額、それ以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">行政職給料表</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から56号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から24号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から 8 号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">警察職給料表</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から52号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から44号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から32号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から16号給まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">研究職給料表</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から56号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">1 号給から32号給まで</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで	2 級	1 号給から24号給まで	3 級	1 号給から 8 号給まで	警察職給料表	1 級	1 号給から52号給まで	2 級	1 号給から44号給まで	3 級	1 号給から32号給まで	4 級	1 号給から16号給まで	研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで	2 級	1 号給から32号給まで
給料表	職務の級	号給																																															
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで																																															
	2 級	1 号給から24号給まで																																															
	3 級	1 号給から 8 号給まで																																															
警察職給料表	1 級	1 号給から52号給まで																																															
	2 級	1 号給から44号給まで																																															
	3 級	1 号給から32号給まで																																															
	4 級	1 号給から16号給まで																																															
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで																																															
	2 級	1 号給から32号給まで																																															
給料表	職務の級	号給																																															
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで																																															
	2 級	1 号給から24号給まで																																															
	3 級	1 号給から 8 号給まで																																															
警察職給料表	1 級	1 号給から52号給まで																																															
	2 級	1 号給から44号給まで																																															
	3 級	1 号給から32号給まで																																															
	4 級	1 号給から16号給まで																																															
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで																																															
	2 級	1 号給から32号給まで																																															

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧			新		
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで	医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで		2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで		3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで		4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで	医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで		2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで		3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで		4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで	福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで		2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで		3級	1号給から4号給まで
8以下 <略>			8以下 <略>		